

生田緑地マネジメント会議 運営ルール

平成25年3月

目 次

1.	はじめに	1
1-1.	はじめに	1
1-2.	生田緑地の管理運営のしくみについて	2
2.	生田緑地マネジメント会議 会則	6
3.	生田緑地マネジメント会議 会則解説	26

1. はじめに

1-1. はじめに

生田緑地は、昭和16年（1941）年に川崎都市計画緑地第一号として指定された緑地であり、川崎市の北西部、多摩丘陵の一角に位置する市内随一の緑の宝庫です。

平成23年3月に、誰もが共有できる生田緑地のめざすべき将来像を示す構想として、「生田緑地ビジョン」を策定しました。「生田緑地ビジョン」では、豊かな自然環境の中に文化施設等が立地する生田緑地の魅力をより一層高めるため、「基本方針1 自然を守り、育む」、「基本方針2 施設の魅力を高める」、「基本方針3 効果的・効率的に管理・運営する」、「基本方針4 多様な主体の輪を広げる」、「基本方針5 周辺と協力しあう」、「基本方針6 魅力を発信する」という、6つの基本方針を設定しました。

このうち、「基本方針4 多様な主体の輪を広げる」で「協働のプラットフォームの構築」が示されており、この「協働のプラットフォーム」の具体的なしくみとして「生田緑地マネジメント会議」を設置します。

この生田緑地マネジメント会議は、市民及び市がそれぞれの立場を尊重し、同じ円卓に座って話し合い、生田緑地の運営に参加する場です。市民と市が互いの特性を発揮しながら、連携して課題解決に取り組むことによって、より大きな効果をもたらすことを目指します。

都市における緑が失われる中で、公園緑地が担う役割は、生物多様性の維持・復元、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和、良好な都市環境の形成など益々重要になっています。さらに、公園緑地を地域資源として活かし、周辺のまちづくりと連携した取組が求められます。

このような中で、生田緑地マネジメント会議という新たな協働のプラットフォームにおいて、公園利用者の目線や地域のまちづくりの視点で何ができるのかを考え、生田緑地の豊かな自然環境や、歴史・文化資源、多くの人的資源を持続可能な形で次世代に伝えていくことができると考えています。

～生田緑地ビジョン基本理念（生田緑地のめざす将来像）～

豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき

緑がつなげる持続可能な生田緑地の実現

1-2. 生田緑地の管理運営のしくみについて

○ 生田緑地の管理運営スキームについて

- ・生田緑地の管理運営のしくみ並びに市及び指定管理者並びに生田緑地マネジメント会議（以下「マネジメント会議」という。）の関係性について、「生田緑地の管理運営スキーム図」（5ページ参照）に示すものとする。
- ・生田緑地は、3館（岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館）及び公園の施設（樹木等、園路、ビクターセンター、その他）を含む横断的指定管理区域と、ばら苑、藤子・F・不二雄ミュージアム、川崎国際生田緑地ゴルフ場等の横断的指定管理区域外に分かれる。
- ・市は、指定管理者を通じ、又は自らが直接的に生田緑地の管理を行う。
- ・マネジメント会議は、生田緑地の管理運営について、情報・意見交換、調整を行うとともに、必要な事項について、市に対して提言を行う。
- ・マネジメント会議の会員は、「活動団体等」、「地域団体・大学等」、「行政・指定管理者等」によって構成され、正会員は原則として団体とし、準会員は個人も可とする。
- ・「活動団体等」は、生田緑地又はその周辺で活動を行う団体、企業等を指す。「活動団体等」は、入会に当たって、生田緑地又はその周辺で行う活動内容を明らかにする必要がある。また、年度ごとに活動計画書を提出し、運営会議の承認を得るものとする。
- ・「地域団体・大学等」は、生田緑地周辺の町内会・自治会・商店会等の地域団体、大学等を指す。「地域団体・大学等」は、原則として、活動内容及び活動計画書を提出しなくてもマネジメント会議の会員になることができる。ただし、生田緑地内で活動を行う場合は、年度ごとに活動計画書を提出し、運営会議の承認を得る必要がある。
- ・マネジメント会議は、全体会、運営会議及び自然環境保全管理会議の3つの常設会議と、必要に応じて立ち上げるプロジェクト会議によって構成される。
- ・全体会は、会則の制定・変更、役員・コアメンバー・コーディネーター・アドバイザーの承認などを所掌する。
- ・運営会議は、全体会によって承認されたコアメンバーによって構成され、マネジメント会議の運営に関する重要な事項を所掌し、マネジメント会議における実務的な事項の大半を担う。
- ・自然環境保全管理会議は、生田緑地の自然環境の保全管理等に関する事項を所掌する。
- ・市は、行政計画として、生田緑地におけるさまざまな活動の指針となる「生田緑地の自然の保全・利用方針」を策定するとともに、これを踏まえて、植生を含む生態系の保全・育成を行うための具体的な管理の計画である「生田緑地植生管理計画」を策定する。
- ・マネジメント会議は、当該方針及び計画の策定に当たって、市に対して提言を行うとともに、当該方針及び計画を踏まえて、「生田緑地植生管理実施プログラム」を策定する。
- ・市は、マネジメント会議と包括的な緑地協働管理協定を締結し、生田緑地内において緑地の管理等を行おうとする活動団体等の活動の承認に係る権限をマネジメント会議に委任する。生田緑地内において緑地の管理等を行おうとする活動団体等は、マネジメント会議に提出した活動計画書の承認をもって、マネジメント会議と市が締結した包括的な緑地協働管理協定に基づいて、活動を行うことができるものとする。

○ マネジメント会議に参加する行政の立場と市民との円卓の話し合いの関係について

- ・「生田緑地の管理運営スキーム図」（5ページ参照）では、右側にマネジメント会議の枠があり、左側に行政の枠があつて、両者の関係性を表している。右側のマネジメント会議は、円卓を囲んだ会議の中で会員同士が意見を交わす場であり、そこに参加している市民は、お互いに対等な立場である。一方、左側の行政は、最終的な判断と責任を担う立場であり、市民と行政の立場は、基本的には異なっている。このため、一般的には、行政が市民の話し合いの輪の中に同じ立場で参加することは難しいと考えられており、図の右側の枠と左側の枠の間に川が流れているとすると、通常は、川の右側にある市民の円卓の話し合いの場と、川の左側にある行政は、川を挟んで向かい合うような構図になることが多い。
- ・しかしながら、生田緑地の管理運営において、「協働のプラットフォーム」としてのマネジメント会議の意義は、市民と同じ円卓で議論することにあると考えられるため、「生田緑地の管理運営スキーム図」では、行政は、二重の人格を使い分けながら、川の左側と右側の両方に身を置くことを想定している。
- ・川の左側の行政の立場は、一人の職員としての立場ではなく、市長の判断又は議会の議決をもって決定するなど最終的な判断と責任を担う行政組織としての立場である。一方、川の右側の行政の立場は、マネジメント会議の一会員として参加する行政の職員が、各職員の持つ権限の範囲内で判断しながら、市民と対等な立場で意見を交わす立場である。
- ・行政が二重の人格を持ちながら、川の左側と右側の両方に身を置くことの矛盾としては、例えば、川の右側の円卓に行政の職員が参加した際に、その円卓の中で、会員から、行政として予算の裏付けがない案件を行政に対して提言したいという意見が発議された場合、仮に行政の職員が一会員として反対しても、円卓全体の結論としては、その提言が決議されてしまうことも考えられ、この場合、行政は、予算の裏付けがない案件を行政に対して提言することとした川の右側の円卓の中の一員としての立場と、提言を受け取る側である川の左側の行政の立場で、矛盾した立場に立たされてしまうことが想定される。
- ・こうした矛盾に対応するために、マネジメント会議が行政に提言するときに、複数の意見を併記して提言することができることとする規定を設けており、これにより川の右側の円卓の中に参加する行政の職員も、行政としての立場からの意見を併記することによって、自己矛盾せずに議論に加わることができるようにしており、こうした行政の職員の意見と、その他の市民の意見が併記された提言を受けて、川の左側の行政が最終的な判断を行うことができるしくみとしている。

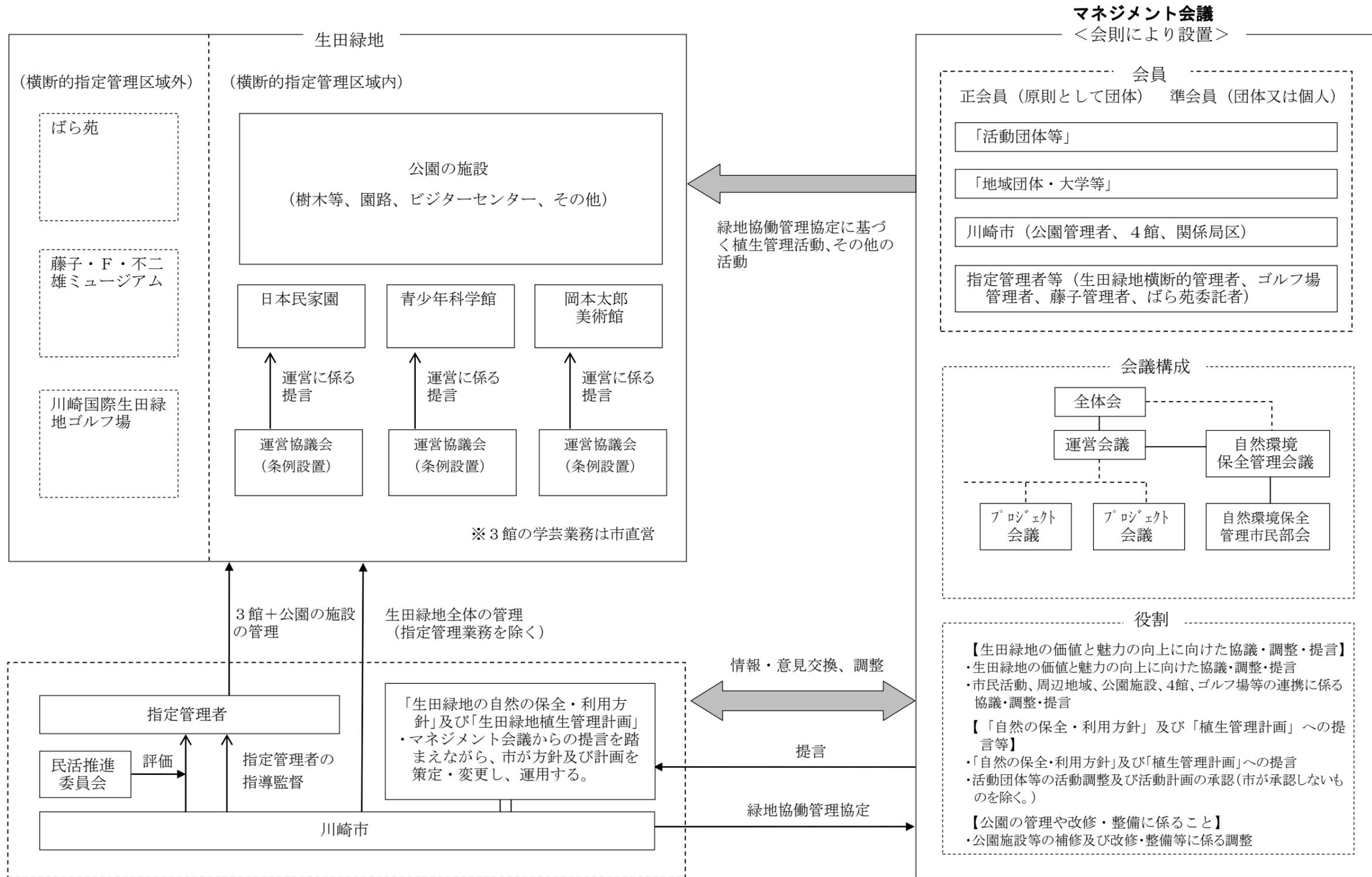
○「生田緑地の自然の保全・利用方針」、「生田緑地植生管理計画」及び「生田緑地植生管理実施プログラム」について

- ・「生田緑地の自然の保全・利用方針」は、「生田緑地植生管理計画」の前提となる上位概念として、生田緑地のエリアごとの特性に応じた自然の保全及び利用の大きな方向性を定めるものであり、生田緑地におけるさまざまな活動の指針とするものである。当該方針は、マネジメント会議からの提言を受け、市が行政計画として策定・変更し、その運用を行うものである。
- ・「生田緑地植生管理計画」は、植生を含む生態系の保全・育成を行うための具体的な管理の計画であり、「生田緑地の自然の保全・利用方針」を踏まえ、マネジメント会議からの提言を受け、市が行政計画として策定・変更し、その運用を行うものである。
- ・「生田緑地植生管理実施プログラム」は、「生田緑地の自然の保全・利用方針」及び「生田緑地植生管理計画」を踏まえて作成することとし、細かい地区ごとの目標や、管理の具体的な方法や時期、管理主体などを定め、植生を含む生態系の保全・育成を行うための指針とするものである。当該プログラムは、マネジメント会議が策定・変更し、その運用を行うものとする。
- ・マネジメント会議の会員（「活動団体等」、「地域団体・大学等」、川崎市、指定管理者等）は、「生田緑地の自然の保全・利用方針」、「生田緑地植生管理計画」及び「生田緑地植生管理実施プログラム」を踏まえて、生田緑地内において植生管理活動その他の活動を行うものとする。
- ・マネジメント会議において、「生田緑地の自然の保全・利用方針」の提言については、運営会議の決定事項とする。また、「生田緑地植生管理計画」の提言及び「生田緑地植生管理実施プログラム」の策定については、自然環境保全管理会議の決定事項とし、運営会議に対しては報告のみ行うものとする。
- ・なお、「生田緑地植生管理計画」の提言及び「生田緑地植生管理実施プログラム」の策定に当たっては、「生田緑地の自然の保全・利用方針」に基づくことが前提となるため、当該方針に抵触する場合は、運営会議での検討が必要となる。また、緊急性、安全性などにより、市の判断を優先させる必要が生じた場合の対応については、当該計画及びプログラムにおいて別途検討するものとする。

○行政の実施事業に関するマネジメント会議における情報共有について

- ・行政の実施事業については、法により公園の管理が義務付けられる主体として、その履行に当たり必要な事業を実施しなければならない点や、行政の施策や予算にかかわる事項など行政が自らの計画や事業等として運用すべき事項については、行政の長が自ら、議会の議決をもって、又は川崎市民の民意を諮った上で決定しなければならない点などから、マネジメント会議の決議事項とはならない。このため、行政・指定管理者等は、マネジメント会議に対して、活動計画書を提出して承認を得るという手続きは行わないが、別途、年間の管理計画や整備計画等を提出する。
- ・また、行政の実施事業については、マネジメント会議からの提言を受け、行政計画として策定した「生田緑地の自然の保全・利用方針」及び「生田緑地植生管理計画」並びにマネジメント会議が策定した「生田緑地植生管理実施プログラム」を逸脱しない範囲で実施することとし、マネジメント会議において情報共有を図り、必要に応じて協議・調整等を行うものとする。

生田緑地の管理運営スキーム図



2. 生田緑地マネジメント会議 会則

生田緑地マネジメント会議 会則

第1章 総則

(設置)

第1条 市民と市の協働による管理運営体制を推進するため、生田緑地にかかわる多様な主体が相互に連携・調整しながら管理運営に参加する「協働のプラットフォーム」として、生田緑地マネジメント会議（以下「マネジメント会議」という。）を設置するものとする。

(目的)

第2条 マネジメント会議は、次の各号に掲げることを目的とする。

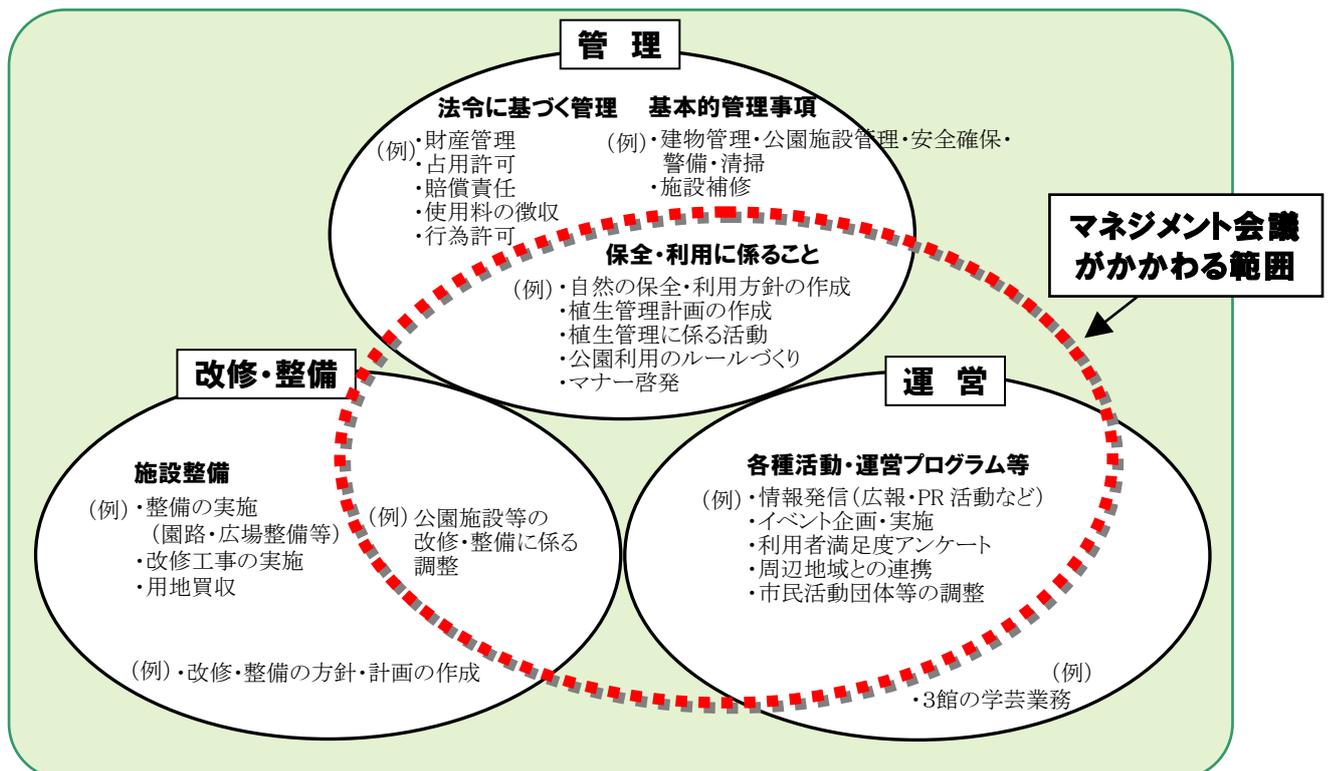
- (1) 「生田緑地ビジョン」の実現に向けて、生田緑地にかかわる多様な主体が集まり、相互に連携・調整しながら、合意形成を図ること。
- (2) 生田緑地の価値と魅力を高め、誰もが気持ちよく過ごすことができる公園とするように、自然の保全と利用の調整を図りながら、生田緑地を市民の財産として持続可能なものとしていくこと。

(所掌範囲等)

第3条 マネジメント会議がかかわる範囲は、「管理」、「運営」及び「改修・整備」の3つの領域のうち、下図のとおりとする。

- 2 それぞれの領域については、マネジメント会議において情報共有を図り、必要に応じて協議・調整等を行う。
- 3 マネジメント会議は、市と協定を締結することにより、生田緑地の管理運営の一部を市と協働により行うことができる。
- 4 生田緑地の管理、運営及び改修・整備の最終的な判断及び責任は、市が担うものとする。

【生田緑地マネジメント会議のかかわる範囲 イメージ】



※管理、運営及び改修・整備の最終的な判断及び責任は市が担う。

(マネジメント会議の機能)

第4条 マネジメント会議は、マネジメント会議が独自で行う事業及びマネジメント会議の運営に関する事項については、承認を行う機能を有するものとする。また、市の施策や予算にかかわる事項など市が自らの計画や事業等として運用すべき事項については、市に対して提言を行う機能を有するものとする。

分類項目	例	マネジメント会議の機能
マネジメント会議が独自で行う事業	広報・PR活動、イベント企画・実施、環境プログラム作成、利用者満足度アンケート実施 など	承認
マネジメント会議の運営に関する事項	会則の制定・変更、役員・運営委員・コーディネーター・アドバイザーの選任、会員の入会及び除名、活動団体等の活動計画及び活動の調整（公園施設等管理者が承認しないものを除く。）、生田緑地植生管理実施プログラムの策定・変更及び運用、プロジェクト会議の設置 など	
市の計画や事業等として運用すべき事項	「生田緑地の自然の保全・利用方針」の策定・変更及び運用、「生田緑地植生管理計画」の策定・変更及び運用、公園利用のルールづくり など	提言

第2章 会員

(会員の構成等)

第5条 マネジメント会議の会員は、正会員及び準会員をもって構成する。

- 2 正会員及び準会員は、生田緑地若しくはその周辺で活動している、又は活動しようとしている団体、企業等（以下「活動団体等」という。）、生田緑地周辺の町内会・自治会・商店会等の地域団体、大学等（以下「地域団体・大学等」という。）並びに行政及び指定管理者等（以下「行政・指定管理者等」という。）とする。
- 3 正会員は、団体を原則とする。ただし、学識経験者については個人での参加を認める。
- 4 準会員は、団体を原則とせず、個人での参加を認める。
- 5 団体は、3人以上の構成員から成り、団体の意思を決定し、執行する組織が確立しているものでなければならない。
- 6 生田緑地内で継続的に活動を行うには、正会員とならなければならない。ただし、生田緑地の文化施設内等に限定して行う活動については、この限りでない。

(会員の資格)

第6条 マネジメント会議の会員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) マネジメント会議の目的、「生田緑地ビジョン」等に賛同し、公共サービスの担い手として責任を持って生田緑地の管理運営にかかわることができること。
- (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (3) 政治団体又は宗教団体でないこと。
- (4) 特定のものに不利益を及ぼすおそれがある活動又は特定の事業活動その他の活動に反対することを目的とする活動を行うものでないこと。

(入会、変更の届出等)

- 第7条 マネジメント会議の会員になろうとする「活動団体等」は、団体にあつては入会申込書（第1号様式）を、個人にあつては入会申込書（第2号様式）をそれぞれマネジメント会議の会長に提出し、運営会議の承認を得るものとする。
- 2 マネジメント会議の会員になろうとする「地域団体・大学等」は、入会届（第3号様式）をマネジメント会議の会長に提出する。
 - 3 会員は、入会申込書又は入会届の記載事項に変更があつた場合は、速やかに変更届（第4号様式）をマネジメント会議の会長に提出しなければならない。
 - 4 マネジメント会議の会長は、正会員である団体の名称及び代表者の氏名並びに学識経験者の氏名を公表するものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届（第5号様式）をマネジメント会議の会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

- 第9条 マネジメント会議は、会員が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、運営会議の承認によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対して弁明の機会を与えなければならない。
- (1) マネジメント会議の会則に違反したとき。
 - (2) マネジメント会議の名誉を傷つけ、目的に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第10条 会員は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 除名されたとき。
 - (3) 会員である「活動団体等」が生田緑地又はその周辺で活動を行わなくなったとき。

第3章 役員

(役員)

- 第11条 マネジメント会議に次の各号に掲げる役員を置き、兼任を妨げない。また、マネジメント会議の会長及び副会長は、それぞれ運営会議の会長及び副会長を兼ねるものとする。
- (1) マネジメント会議の会長 1名
 - (2) マネジメント会議の副会長 若干名
 - (3) 運営会議の会長（マネジメント会議の会長が兼ねる。）
 - (4) 運営会議の副会長（マネジメント会議の副会長が兼ねる。）
 - (5) 自然環境保全管理会議の会長 1名
 - (6) 自然環境保全管理会議の副会長 若干名
- 2 マネジメント会議の会長及び副会長（運営会議の会長及び副会長）は、正会員の互選により選出し、自然環境保全管理会議の会長及び副会長は、自然環境保全管理会議の構成員の互選により選出し、それぞれ全体会の承認を得るものとする。
- 3 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は在任者の残任期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

- 第12条 マネジメント会議の会長は、マネジメント会議を代表し、マネジメント会議の会務を総理する。
- 2 マネジメント会議の副会長は、マネジメント会議の会長を補佐し、マネジメント会議の会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 運営会議の会長は、運営会議の会務を統括する。
- 4 運営会議の副会長は、運営会議の会長を補佐し、運営会議の会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 5 自然環境保全管理会議の会長は、自然環境保全管理会議の会務を統括する。
- 6 自然環境保全管理会議の副会長は、自然環境保全管理会議の会長を補佐し、自然環境保全管理会議の会長が不在のときは、その職務を代行する。

(運営委員)

- 第13条 マネジメント会議にマネジメント会議の運営の中心的役割を担う運営委員を置く。
- 2 運営委員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 正会員であること。
 - (2) 生田緑地全体の管理運営に責任を持ってかかわることができること。
 - (3) 運営会議に継続的に出席できること。
- 3 運営委員は、「活動団体等」及び「地域団体・大学等」にあつては自薦若しくは他薦により立候補したもの又は「行政・指定管理者等」にあつては事務局が推薦したものから、全体会の承認をもって選任する。なお、第11条に定めるマネジメント会議の役員は、就任と同時に運営委員になるものとする。
- 4 運営委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、他の在任者の任期期間中に新たに選任された運営委員の任期は、他の在任者の残任期間とする。

(コーディネーター及びアドバイザー)

- 第14条 マネジメント会議にコーディネーター又はアドバイザーを置くことができる。
- 2 コーディネーターは、マネジメント会議における決定権を持つものではなく、中立的な立場で意見集約及び調整を行うものとする。
- 3 アドバイザーは、マネジメント会議の運営状況を継続的に把握した上で、必要な助言を行うものとする。
- 4 コーディネーター及びアドバイザーは、全体会の承認を得て選任する。

(事務局)

- 第15条 マネジメント会議の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局は、行政及び指定管理者をもって構成する。

第4章 会議

(会議等)

第16条 マネジメント会議に次の各号に掲げる会議及び部会を置く。

- (1) 全体会
 - (2) 運営会議
 - (3) 自然環境保全管理会議
 - (4) 自然環境保全管理市民部会
 - (5) プロジェクト会議
- 2 会議に出席する団体は、会議に出席するものを会議出席者として1名選出し、入会申込書（第1号様式）又は入会届（第3号様式）により、マネジメント会議の会長に届け出なければならない。なお、委任状を提出することにより同一団体の構成員が代理出席できるものとする。
- 3 前項の会議出席者又は代理出席者のほかに、1団体につき2人まで会議に出席することができる。
- 4 全体会にあってはマネジメント会議の会長が招集し、その議長となる。また、他の会議にあっては各会議の会長が招集し、その議長となる。
- 5 各会議の会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 各会議及び部会は、内規類を設けることができる。なお、内規類を設けた場合は、速やかにこれをマネジメント会議の会長に提出するものとする。

(全体会)

第17条 全体会は、正会員をもって構成し、年1回以上開催する。

- 2 全体会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 会則の制定及び変更
 - (2) 役員、運営委員、コーディネーター及びアドバイザーの選任
 - (3) その他重要な事項

(運営会議)

第18条 運営会議は、運営委員をもって構成する。

- 2 第1項の構成員以外の会員についても、運営会議の会長に対して議題案を提出し、議題と認められた場合は、提出した議題について運営会議の中で議論することができる。ただし、その場合にあつては、議決権を有しない。
- 3 運営会議の所掌事項については、必要に応じ、運営会議に代わって、上位の会議である全体会で処理することができる。

(運営会議の所掌事項等)

第19条 運営会議は、生田緑地の価値と魅力を高め、市民の財産として持続可能なものとしていくために必要な事項について、協議、調整、提言及び承認を行うことができる。

- 2 運営会議は、「活動団体等」の入会、会員の除名、プロジェクト会議の設置等のマネジメント会議の運営にかかわる重要な事項について、審議し、承認を行うものとする。
- 3 運営会議は、「生田緑地の自然の保全・利用方針」について市に対して提言を行うことができる。
- 4 「活動団体等」及び生田緑地内で活動を行う「地域団体・大学等」は、年度ごとに活動計画書（第6号様式）及び活動報告書（第7号様式）を運営会議に提出し、承認を得るものとする。ただし、短期間の活動など公園施設等管理者が活動計画書及び活動報告書を提出する必要がないと認める場合は、この限りでない。

- 5 運営会議は、活動計画書が提出された場合、「生田緑地の自然の保全・利用方針」を踏まえて、活動計画の承認の是非を判断するものとする。なお、「生田緑地の自然の保全・利用方針」に位置づけられていない活動については、個別に判断する。
- 6 公園施設等管理者が承認できない活動については、運営会議において承認できないものとする。

(自然環境保全管理会議)

第20条 自然環境保全管理会議は、生田緑地の自然の保全と利用にかかわる活動又はこれに関する調査・研究等を行っている正会員のうちから希望するもの及び「行政・指定管理者等」をもって構成する。

(自然環境保全管理会議の所掌事項)

第21条 自然環境保全管理会議は、生田緑地の自然環境の保全管理等のあり方に関する必要な事項について、協議、調整、提言及び承認を行うことができる。

- 2 自然環境保全管理会議は、「生田緑地植生管理計画」について市に対して提言を行うことができる。
- 3 自然環境保全管理会議は、市民が生田緑地の植生管理の一部を担うに当たっての具体的な実施プログラムとして、「生田緑地植生管理実施プログラム」を策定・変更し、その運用を行うものとする。
- 4 第2項に基づく提言及び第3項に基づく策定・変更を行う場合は、当該策定・変更・提言の対象となる地域で活動している市民活動団体と調整しなければならない。
- 5 自然環境保全管理会議は、「生田緑地植生管理計画」等の重要な事項について、運営会議に報告しなければならない。

(自然環境保全管理市民部会)

第22条 自然環境保全管理会議に自然環境保全管理市民部会を置く。

- 2 自然環境保全管理市民部会は、生田緑地の植生管理に関する共通認識を深めるため、市民等が自由に参加できるものとする。

(プロジェクト会議)

第23条 個別プロジェクトについて議論する必要がある場合には、運営会議の承認を得て、プロジェクト会議を置くことができる。

- 2 プロジェクト会議は、会員のうちから希望するものをもって構成する。
- 3 プロジェクト会議にプロジェクト会議の会長及び副会長を置く。
- 4 前項の会長及び副会長は、プロジェクト会議の構成員の互選により選任する。
- 5 プロジェクト会議の会長は、プロジェクト会議の会務を統括する。
- 6 プロジェクト会議の副会長は、プロジェクト会議の会長を補佐し、プロジェクト会議の会長が不在のときは、その職務を代行する。

(定足数等)

第24条 会議の定足数は、団体にあっては、団体を単位として数える。

- 2 全体会及び運営会議の定足数は、その構成員の過半数とする。
- 3 委任状を提出したものは、出席者とみなす。
- 4 議決権は、1団体につき1有するものとする。

(会議の公開等)

第25条 会議は、公開とする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、会議に諮ってその全部又は一部を非公開とすることができる。

2 傍聴者は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

3 傍聴者が会議の進行を妨げ、又は会議場の秩序を乱すおそれがあるときは、議長は、これに対し退場を命ずることができる。

(会議の議事録)

第26条 全体会、運営会議及び自然環境保全管理会議の議事録は、事務局である指定管理者が作成する。

(学識経験者、専門家等による助言)

第27条 会議は、必要に応じて学識経験者、専門家等から適切な運営活動に関する必要な助言を受けることができる。

第5章 その他

(会則の変更等)

第28条 マネジメント会議の会則を変更するには、全体会の承認を得なければならない。ただし、運営会議の所掌事項にかかわる規定については、運営会議の承認を得て変更できるものとする。

2 この会則に定めるもののほか、必要な事項は全体会の承認を経て、マネジメント会議の会長が別に定める。

附則

本会則は、設立総会の日（平成25年3月18日）から施行する。

附則

本会則は、平成26年度全体会（平成27年3月24日）から施行する。

3. 生田緑地マネジメント会議 会則解説

生田緑地マネジメント会議 会則解説

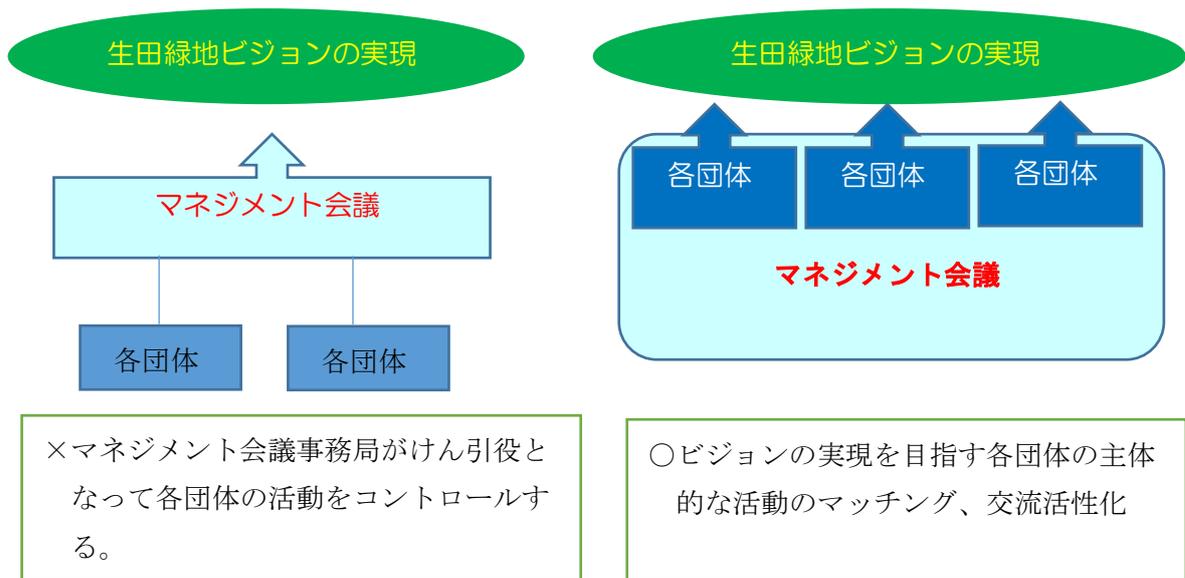
生田緑地マネジメント会議（以下「マネジメント会議」という。）の運営ルールに関する基本的事項を取りまとめる会則について、特に必要と思われる事項を中心に、次のとおり解説する

○ 協働のプラットフォームについて

（設置） 第1条

市民と市の協働による管理運営体制を推進するため、生田緑地にかかわる多様な主体が相互に連携・調整しながら管理運営に参加する「協働のプラットフォーム」として、生田緑地マネジメント会議（以下「マネジメント会議」という。）を設置するものとする。

- ・ここでいう「協働のプラットフォーム」とは、「生田緑地ビジョン」の実現を目指す各団体の主体的な活動のマッチングや交流の活性化を図るための場である。
- ・生田緑地マネジメント会議には、市民団体、指定管理者、行政の多くの団体・組織が関わって構成しているが、マネジメント会議の役割は「協働のプラットフォーム」を実現するものであり、マネジメント会議そのものがけん引役となって各団体の活動をコントロールするものではない。



○ マネジメント会議の目的について

（目的） 第2条第1項第2号

生田緑地の価値と魅力を高め、誰もが気持ちよく過ごすことができる公園とするように、自然の保全と利用の調整を図りながら、生田緑地を市民の財産として持続可能なものとしていくこと。

- ・ここでいう「誰もが気持ちよく過ごすことができる」という表現は、市民の休養・運動に供する都市公園としての大きな概念を表したものであり、後段の「自然の保全と利用」の概念を包括するものである。また、後段の「自然の保全と利用」における「保全」という言葉の中には、「生田緑地ビジョン」の基本的考え方として、生物多様性の保全、動植物の生息空間を守るなどの概念が含まれている。（「生田緑地ビジョン」 第II章 生田緑地ビジョンの基本理念等 P14より）

○ 正会員と準会員について

（会員の構成等） 第5条第1項・第3項・第4項

- 1 マネジメント会議の会員は、正会員及び準会員をもって構成する。
- 3 正会員は、団体を原則とする。ただし、学識経験者については個人での参加を認める。
- 4 準会員は、団体を原則とせず、個人での参加を認める。

【関連条文：第18条（運営会議）第2項】

- ・ マネジメント会議は、正会員と準会員の2種類の会員種別を設けている。
- ・ 正会員は、マネジメント会議が有する重要な機能を行行使できる資格を有している代わりに、その行使に伴い、一定の責任と義務が生じるため、発言、意思表示、活動などを行うに当たり、個人としてではなく、あくまでも団体として組織的かつ継続的にかかわっていくことができる社会的立場であることを明らかにする必要があると考え、正会員は団体を原則としている。ただし、学識経験者は、所属する大学等の組織や自己の研究分野における活動を通じて、その社会的立場が明らかとなっているため、個人での参加を可能とする。
- ・ 準会員は、プロジェクト会議以外でその機能を行行使することができない代わりに、生田緑地に興味・関心あるものが気軽に参加できる仕組みとするため、個人での参加も可能としている。なお、準会員は、運営会議の会長に対して議題案を提出し、議題と認められた場合は、提出した議題について運営会議の中で議論することができる。ただし、その場合にあつては、議決権を有しない。

※【マネジメント会議の正会員と準会員における保有資格の比較表】については、次ページ参照

【マネジメント会議の正会員と準会員における保有資格の比較表】

主な比較対象項目	マネジメント会議の会員	
	正会員	準会員
役員・ <u>運営委員</u> となる資格の有無	○	×
全体会に出席し、議決に参加する資格の有無	○	×
運営会議の構成員となり、議決に参加する資格の有無	○	×
自然環境保全管理会議の構成員となり、議決に参加する資格の有無	○※	×
プロジェクト会議の構成員となり、議決に参加する資格の有無	○	○

※自然環境保全管理会議の構成員は、正会員であることのほか、生田緑地の自然の保全と利用にかかわる活動又はこれに関する調査・研究等を行っていることも条件として付加される。

○ マネジメント会議会員の構成について

(会員の構成等) 第5条第2項・第6項

- 2 正会員及び準会員は、生田緑地若しくはその周辺で活動している、又は活動しようとしている団体、企業等（以下「活動団体等」という。）、生田緑地周辺の町内会・自治会・商店会等の地域団体、大学等（以下「地域団体・大学等」という。）並びに行政及び指定管理者等（以下「行政・指定管理者等」という。）とする。
- 6 生田緑地内で継続的に活動を行うには、正会員とならなければならない。ただし、生田緑地の文化施設内等に限定して行う活動については、この限りでない。

(入会、変更の届出等) 第7条第1項・第2項

- 1 マネジメント会議の会員になろうとする「活動団体等」は、団体にあつては入会申込書（第1号様式）を、個人にあつては入会申込書（第2号様式）をそれぞれマネジメント会議の会長に提出し、運営会議の承認を得るものとする。
- 2 マネジメント会議の会員になろうとする「地域団体・大学等」は、入会届（第3号様式）をマネジメント会議の会長に提出する。

- ・マネジメント会議の会員は、「活動団体等」、「地域団体・大学等」及び「行政・指定管理者等」の3つの区分で構成される。

①「活動団体等」

- ・「活動団体等」は、生田緑地又はその周辺で活動を行う団体、企業等を指すが、ここでいう「等」の中には個人で参加する学識経験者も含むものとする。
- ・「活動団体等」は、生田緑地若しくはその周辺で活動している、又はこれから活動しようとしている内容を明らかにする必要がある。このうち、生田緑地内で継続的に活動を行うことを希望するものは正会員となる必要があるが、これによらない活動を行うものについては、正会員ではなく準会員を選択することもできる。なお、個人での参加を希望するものは、学識経験者を除き、正会員を選択することはできない。
- ・生田緑地の文化施設内等に限定して行う活動については、生田緑地の自然の保全と利用に直接的に影響を及ぼすおそれがないことや、文化施設ごとに条例設置される運営協議会において調整する事項も含まれることなどから、従前から行われてきた活動も含めて、各施設管理者の判断及び責任の下で行われるものとする。このことから、これらの活動については、マネジメント会議の正会員とならなくても継続的に行うことができるものとする。ただし、これらの活動であっても、活動内容が生田緑地全体の管理運営や生田緑地の自然の保全と利用に影響を及ぼすおそれがある場合については、関係者に運営会議等への出席を求め、マネジメント会議の中で調整するものとする。なお、これらの活動を行うものがマネジメント会議に参加を希望する場合は、「活動団体等」としてマネジメント会議に入会することもできる。
- ・「活動団体等」は、生田緑地又はその周辺で活動を行うものを指すが、団体として一人格と捉えるので、企業の所在地が個々の社員の住所によらないことと同様に、生田緑地又はその周辺における活動場所が明らかとなっていれば、団体の個々の構成員の住所が市内であることをマネジメント会議の入会要件とはしない。生田緑地は、市内外に開放された公園であり、市外に在住しているものが活動を行うことも可能であり、また、「活動団体等」は、生田緑地において無報酬でボランティア活動を行うことにより、公園施設等管理者である川崎市に寄与しているので、その個々の構成員が市民として納税しているかによらず、団体として生田緑地の管理運営に対して発言する権利を有すると考えられる。このため、生田緑地でボランティアとして実際に活動を行う団体は、団体の構成員の住所が市外であったとしても、生田緑地の管理

運営に参加できるものとし、マネジメント会議の一会員となり、相互に連携・調整していくべきであると考えられる。また、学識経験者が個人で会員となる場合も、本人の住所が市外であっても、活動場所が生田緑地又はその周辺であれば、生田緑地における研究活動などをマネジメント会議に還元することにより、川崎市に寄与するものと考えられるため、団体に対する考え方と同様に、学識経験者本人の住所が市内であることを入会要件とはしない。なお、川崎市自治基本条例においても、川崎市の区域内において活動を行う団体を「市民」と規定している。（川崎市自治基本条例 第3条より）

- ・「活動団体等」の入会に当たっては、団体にあつては団体会員用の入会申込書（第1号様式）を、個人にあつては個人会員用の入会申込書（第2号様式）をそれぞれ提出し、活動の内容を含めて運営会議の承認を得る必要がある。

②「地域団体・大学等」

- ・「地域団体・大学等」は、「生田緑地周辺の町内会・自治会・商店会等の地域団体、大学等」を指すが、「生田緑地ビジョン」の施策の基本方向に位置づけられる「生田緑地と周辺地域が調和したまちづくりをめざす」などの実現に向け、マネジメント会議の運営に当たり、生田緑地周辺地域との連携は重要なテーマの一つであることから、必要不可欠なメンバーと考え、入会申込制とせずに、入会届出制としている。また、「生田緑地周辺の町内会・自治会・商店会等」でいう「等」の中には、地域団体として、JAセレサなど、市内の農業や産業の振興などを通じて、地域社会と密接に結びついている企業等も含まれるものとする。

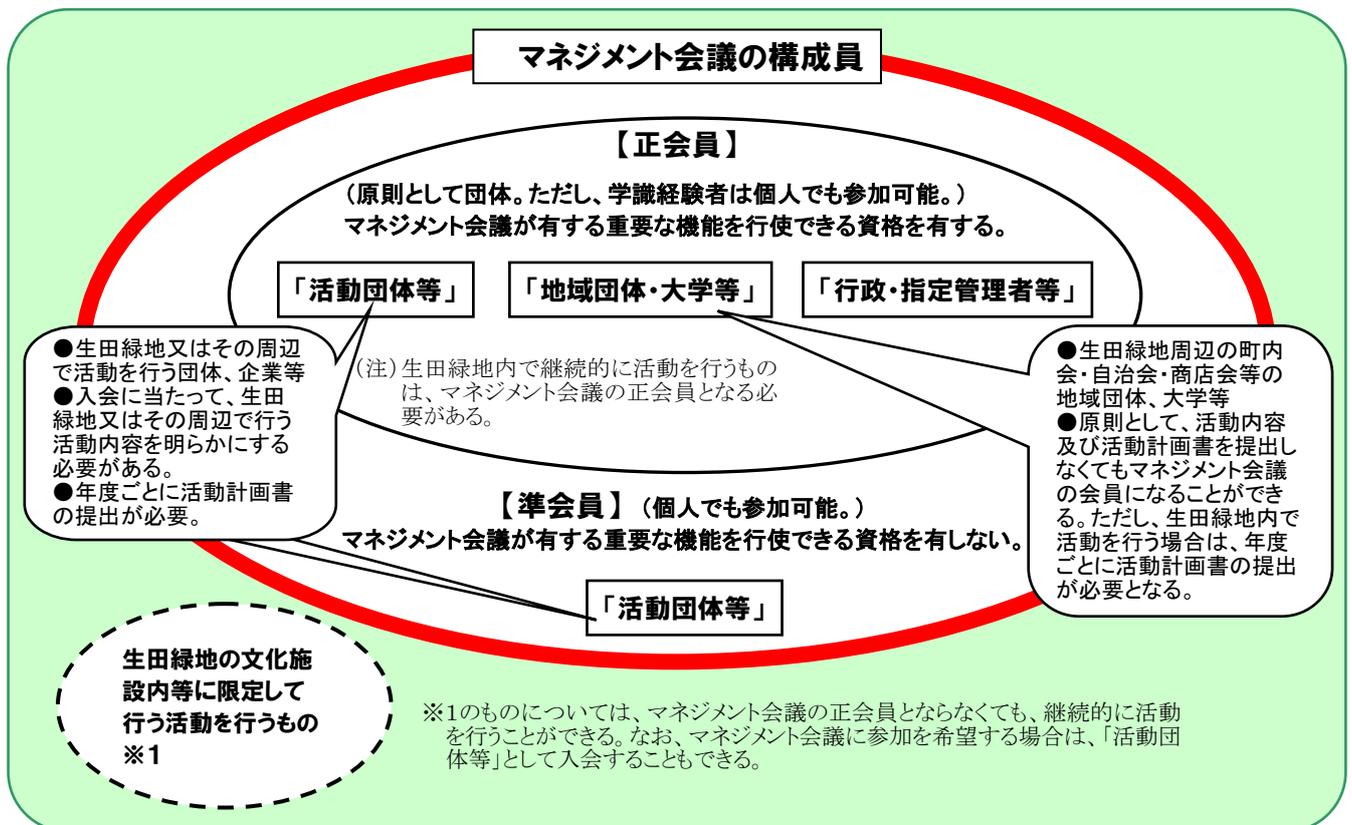
○ 活動計画書の提出について

(運営会議の所掌事項等) 第19条第4項

「活動団体等」及び生田緑地内で活動を行う「地域団体・大学等」は、年度ごとに活動計画書（第6号様式）及び活動報告書（第7号様式）を運営会議に提出し、承認を得るものとする。ただし、短期間の活動など公園施設等管理者が活動計画書及び活動報告書を提出する必要がないと認める場合は、この限りでない。

- ・「活動団体等」は、生田緑地又はその周辺で活動を行うものとして、その活動内容を明らかにするために、年度ごとに活動計画書の提出が求められる。活動計画書で明らかとなった生田緑地内における活動の是非については、マネジメント会議の運営会議において審議され、必要に応じて活動の調整が行われることとなる。なお、生田緑地周辺で活動を行うものについては、その活動の是非をマネジメント会議が判断する必要はないが、生田緑地周辺で活動を行う意思が継続されていることを確認するために、年度ごとに活動計画書の提出を求めることとしている。
- ・「地域団体・大学等」は、活動の有無によってマネジメント会議に参加するものではないため、原則として、その活動内容を明らかにする必要がないことから、活動計画書の提出は必要としない。ただし、「地域団体・大学等」が生田緑地内で活動を行う場合、その活動の是非についてはマネジメント会議の所掌において審議する必要があるため、年度ごとに活動計画書の提出が求められる。

【マネジメント会議の構成員等のイメージ図】



○ 会員資格の喪失について（継続の意思確認）

（会員資格の喪失） 第10条第1項第3号

会員である「活動団体等」が生田緑地又はその周辺で活動を行わなくなったとき。

（運営会議の所掌事項等） 第19条第4項

「活動団体等」及び生田緑地内で活動を行う「地域団体・大学等」は、年度ごとに活動計画書（第6号様式）及び活動報告書（第7号様式）を運営会議に提出し、承認を得るものとする。ただし、短期間の活動など公園施設等管理者が活動計画書及び活動報告書を提出する必要がないと認める場合は、この限りでない。

- ・「活動団体等」は、第19条第4項に基づき、年度ごとに活動計画書を提出するが、これにより活動を行う意思が継続されていることを確認することができる。活動計画書を提出しないということは、裏を返すと、生田緑地又はその周辺で活動を行わないという意思表示となり、第10条第1項第3号に基づき、生田緑地又はその周辺で活動を行わないものは、マネジメント会議の会員資格を喪失することになることから、「活動団体等」は、年度ごとに活動計画書を提出することをもって、会員資格を継続するという意思を間接的に表示していることになる。
- ・「地域団体・大学等」にあつては、生田緑地における活動の有無にかかわらず、入会后、除名に値する行為をしたときを除き、退会届を提出しない限りは、会員資格を喪失しない。ただし、「地域団体・大学等」が生田緑地内で活動を行うに当たり、活動計画書を提出しなかったときは、生田緑地内で活動を行うことはできない。

○ 役員及びプロジェクト会議の会長・副会長について

(役員) 第11条第1項

マネジメント会議に次の各号に掲げる役員を置き、兼任を妨げない。また、マネジメント会議の会長及び副会長は、それぞれ運営会議の会長及び副会長を兼ねるものとする。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) マネジメント会議の会長 | 1名 |
| (2) マネジメント会議の副会長 | 若干名 |
| (3) 運営会議の会長 (マネジメント会議の会長が兼ねる。) | |
| (4) 運営会議の副会長 (マネジメント会議の副会長が兼ねる。) | |
| (5) 自然環境保全管理会議の会長 | 1名 |
| (6) 自然環境保全管理会議の副会長 | 若干名 |

(プロジェクト会議) 第23条第3項

プロジェクト会議にプロジェクト会議の会長及び副会長を置く。

- ・マネジメント会議における役職には、役員及びプロジェクト会議の会長・副会長がある。これらは、マネジメント会議に位置づけられる各会議の会務を統括し、又は補佐するものであるが、マネジメント会議の会員がこれらの役職に就任した場合、役職における職務が優先されることから、会員として、会議に出席し、かつ、議決に参加する資格を喪失する。このため、団体にあつては、会議出席者として届け出たものが役職に就任した場合は、その団体から新たに1名を選出し、会議出席者として届け出ることになる。

○ 運営委員について

(運営委員) 第13条第2項

運営委員は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 正会員であること。
- (2) 生田緑地全体の管理運営に責任を持ってかかわることができること。
- (3) 運営会議に継続的に出席できること。

- ・第13条第2項では、マネジメント会議の運営の中心的役割を担う運営委員の資格要件を定めている。運営委員は、正会員であることを前提に、自らが主体的にかかわるテーマだけではなく、生田緑地全体を視野に入れて、責任を持って管理運営にかかわることができること、かつ、生田緑地の管理運営に継続的にかかわることができるものとして、運営会議に継続して出席できるものを要件としている。

○ マネジメント会議の機能の行使について

(マネジメント会議の機能) 第4条

マネジメント会議は、マネジメント会議が独自で行う事業及びマネジメント会議の運営に関する事項については、承認を行う機能を有するものとする。また、市の施策や予算にかかわる事項など市が自らの計画や事業等として運用すべき事項については、市に対して提言を行う機能を有するものとする。

(1) マネジメント会議における議決の考え方について

- ・ マネジメント会議がその機能行使するに当たり、マネジメント会議として議決を行うことになるが、マネジメント会議の会則に議決方法に関する規定は特に設けていない。これは、マネジメント会議は会員の合意形成に基づいて運営していくことを本旨としていることや、植生管理にかかわる事項等は多数派の意見をもって決定することが必ずしも妥当とはいえないことなどの理由から、マネジメント会議の会則に多数決による議決を規定しないこととしたものである。なお、会則に特段の議決方法を規定していないため、合意形成が困難な場合は、会議の場で多数決を採用することが承認されれば、最終的には多数決による議決も可能となっている。しかしながら、多数決は最終的な手段とし、できるだけ話し合いによる調整に努めるものとする。なお、承認については、承認するか否かのどちらかの議決になるが、提言については、マネジメント会議として、意見をひとつに取りまとめる方法と、複数の意見を併記する方法の2通りの運用ができるものとする。

(2) 活動計画の承認について

【関連条文：第19条（運営会議の所掌事項等）第6項】

- ・ 生田緑地内で行われる活動団体等の活動の是非は、最終的には公園施設等管理者（文化施設を含む公園施設を管理する立場の市）が判断し、その責任を負うものであるが、生田緑地は、自然の保全と利用の活動調整が不可欠であるという背景があるため、マネジメント会議において活動計画の是非を判断する仕組みをその所掌として位置づけている。ただし、公園施設等管理者が承認できない活動については、運営会議において承認できないものとする。

○ 会議の定足数について

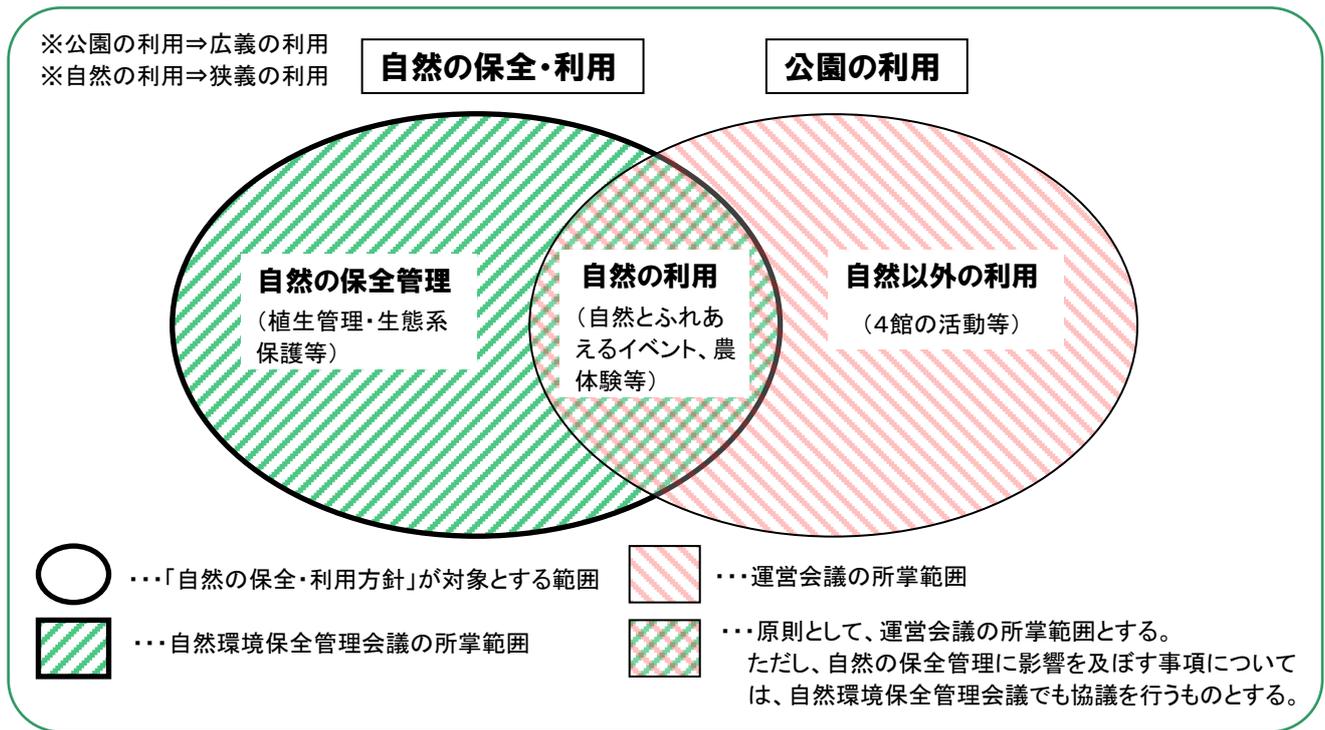
(定足数等) 第24条第2項

全体会及び運営会議の定足数は、その構成員の過半数とする。

- ・ 全体会及び運営会議については、その会議が所掌する事項の性質上、決めるというアクションが多いことから、定足数を設けている。一方で、自然環境保全会議は、生田緑地の自然の保全と利用にかかわる活動又はこれに関する調査・研究等を行う正会員を対象とした会議であるが、この審議事項の中には、自らが主体に活動を行う範囲以外の場所に焦点を当てて議論を行うことも想定され、すべての構成員の出席を毎回必ず求める性質のものではないことから、会則に定足数を規定していない。

○ 保全・利用の概念と運営会議及び自然環境保全管理会議の役割について

・下図により示すものとする。



○ 各会議に定められる構成員以外の会議への出席について

(会議等) 第16条第5項

各会議の会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

・ここでいう「関係者」は、各会議において定める構成員以外のものを指し、その範囲はマネジメント会議の会員だけではなく、会員以外であっても各会議の会長が必要と認めれば、出席することができる。例えば、先進的な取組を行っている他都市の団体等の意見を聴きたい場合など、この規定を適用し、招へいすることも可能となる。ただし、この規定により会議に出席したものは議決権を有しない。

(運営会議) 第18条第1項・第2項

- 1 運営会議は、運営委員をもって構成する。
- 2 第1項の構成員以外の会員についても、運営会議の会長に対して議題案を提出し、議題と認められた場合は、提出した議題について運営会議の中で議論することができる。ただし、その場合にあっては、議決権を有しない。

・運営委員以外のマネジメント会議の会員についても、運営会議の会長に対して議題案を提出し、議題と認められた場合は、運営会議に出席し、自ら運営会議に対して議題を諮り、その議論に参加するところまで認められるものとする。例えば、プロジェクト会議の会員である準会員が運営会議に対して当該プロジェクトに関する議題を諮りたいときなどのことを想定している。ただし、この規定により会議に出席したものは議決権を有しない。なお、各会議に定められる構成員以外の会議への出席については、第16条第5項にも規定されているが、第16条第5項を適用する場合は、あくまで議事の参考や進行に必要な場合などのことを指しており、関係者として出席したものが、会議に議題を諮って何かを決めたり話し合ったりすることまでは想定していない。マネジメント会議の会員以外のものが、会議に議題を諮りたい場合は、意見の一致するマネジメント会議の会員を通して議題を諮ってもらい、自らは関係者として同席するなどの運用が考えられる。

○ マネジメント会議における団体の取扱いについて

(会員の構成等) 第5条第5項

団体は、3人以上の構成員から成り、団体の意思を決定し、執行する組織が確立しているものでなければならない。

(定足数等) 第24条第1項・第4項

- 1 会議の定足数は、団体にあつては、団体を単位として数える。
- 4 議決権は、1団体につき1有するものとする。

(会議等) 第16条第2項・第3項

- 2 会議に出席する団体は、会議に出席するものを会議出席者として1名選出し、入会申込書(第1号様式)又は入会届(第3号様式)により、マネジメント会議の会長に届け出なければならない。なお、委任状を提出することにより同一団体の構成員が代理出席できるものとする。
- 3 前項の会議出席者又は代理出席者のほかに、1団体につき2人まで会議に出席することができる。

- ・ マネジメント会議に参加する団体は、組織として責任を持って意思決定ができるものとして、第5条第5項にその要件を定義している。
- ・ マネジメント会議においては、団体を1人格として捉え、定足数及び議決権について、それぞれ1団体につき1としている。
- ・ マネジメント会議に位置づけられる会議の出席については、マネジメント会議では継続性の高いテーマが話し合われることが多いと思われることや、団体を1人格として扱う性質上、会議に出席するものが毎回異なることは相応しくないことから、団体から会議出席者として1名選出することとしている。
- ・ 会議出席者は特定のものであるが、会議出席者のほか1団体につき2人(会議出席者を加えると3人)まで会議に参加し、発言することができる。ただし、議決を行う場合は、団体の意思決定を執行するものとして会議出席者が表決する。また、表決者を明確にするため、会議出席者の代理のものが会議に出席する場合は、委任状の提出を求めることにしている。

○ 正会員の公表について

(入会、変更の届出等) 第7条第4項

マネジメント会議の会長は、正会員である団体の名称及び代表者の氏名並びに学識経験者の氏名を公表するものとする。

- ・ 正会員は、マネジメント会議が有する重要な機能を行使できる資格や、生田緑地内で継続的に活動を行う資格を有していることから、責任あるものとして公表すべきであると考ええる。
- ・ 準会員は、気軽に参加できる仕組みとなっており、個人での参加も可能としていることや、全体会・運営会議・自然環境保全管理会議に参加してマネジメント会議が有する重要な機能を行使することができないことから、準会員のハードルを高くしないためにも、公表は妥当でないと考える。

○ 会則の変更について

(会則の変更等) 第28条第1項

マネジメント会議の会則を変更するには、全体会の承認を得なければならない。ただし、運営会議の所掌事項にかかわる規定については、運営会議の承認を得て変更できるものとする。

- ・会則の変更を行うに当たって、基本的には全体会の承認を得て行うものであるが、運営会議が承認を行う事項やその所掌する事項にかかわる規定については、運営会議の承認を得て変更できるとしている。